

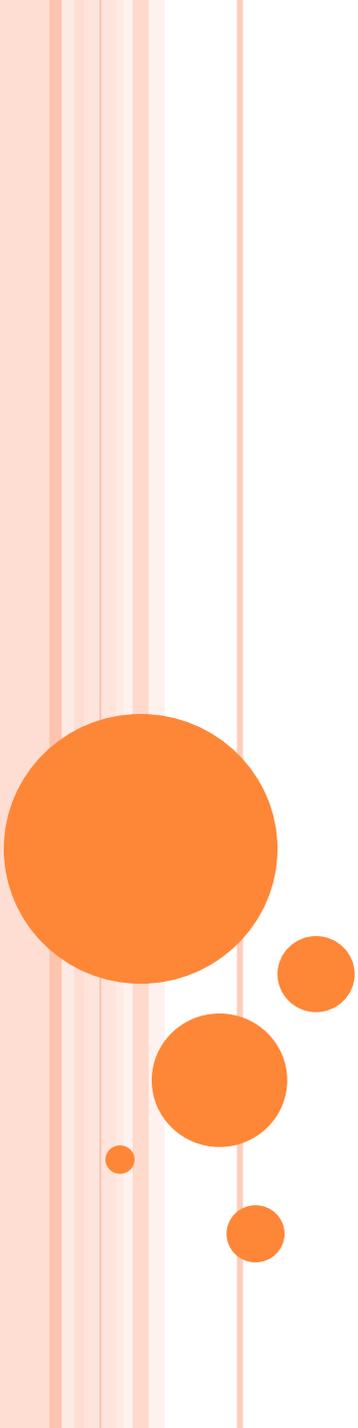
RIETI政策シンポジウム
『新しい公共』の担い手としてのサードセクター：
各法人形態の現状とサードセクター構築への課題
プレゼンテーション資料

2012年7月31日

後 房雄

RIETIファカルティフェロー

日本サードセクター経営者協会代表理事/名古屋大学教授



日本における サードセクターの 現状と課題

名古屋大学大学院法学研究科教授

経済産業研究所FF

市民フォーラム21・NPOセンター代表理事(1997年～)

日本サードセクター経営者協会代表理事(2009年～)

後 房雄

2012. 7. 31

本シンポジウムの内容

- ①「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」の結果の紹介、分析
2010年12月～2011年2月、12500事業所（医療法人以外）へのアンケート調査票の郵送。有効回答率は13.5%～31.2%。
- ②日本におけるサードセクター諸組織の現状と課題に関する意見交換
- ③「新しい公共」の担い手としての本格的なサードセクター構築への課題に関する意見交換
——特に政府行政とサードセクターの関係

1 NPO法制定の意義

■ 1998年特定非営利活動促進法の二つの狙い、意義

① 市民活動セクターの構築と社会的認知

② 分断的で行政依存的な公益法人制度(主務官庁制)の改革への突破口

2 サラモン、アンハイアーによる日本の非営利セクター(NPO法前夜)

規模としてはかなり大きな非営利セクターが存在するものの、それは分野ごとに異なった法律により、いくつもの別々のサブセクターに分断されている。

こうした法律は比較的狭い範囲に限定した機能を行う場合に限り非営利組織の設立を認めるのであり、そしてその場合でも所轄省庁の認可がなくてはならないのである。

それゆえ政府とは距離を置いた、そしてある程度は政府に対して存在する、独立した民間のボランタリーセクターという概念は日本には存在しない。

しかし、そうした概念が生まれはじめているようには見える。(『台頭する非営利セクター』1996年)

3 NPO法から15年後

■約15年後の現状

- ①特活法人の急増、社会的認知。他方で組織的力量、問題解決力の不十分さ
- ②2006年公益法人制度改革など、公益法人の制度改革、自己改革の進展⇔「官から民へ」「中央から地方へ」、「新しい公共」
- ③社会起業家、社会的企業への注目（マネジメントの重要性）

■NPOからサードセクターへ

4 市民セクター

■「新しい公共」推進会議・専門委員会「政府と市民セクターとの関係のあり方等に関する報告」(2011年7月)

市民セクターとは、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、医療法人、特定公益増進法人(学校法人、社会福祉法人等)、協同組合、法人格を持たない地縁団体(町内会・自治会、婦人・老人・子供会、PTA、ボランティア団体等)等の民間非営利組織のほか、公益的な活動を主な目的とする営利組織からなるセクター

5 サードセクターのマクロ規模(1)

平成21年経済センサス-基礎調査(事業所の全数調査、
2009年7月1日)

- 事業所総数604万3300、従業者総数6286万514人
 - ・「民営」588万6193(97.4%)、5844万2129人(93%)
 - ・「国、地方公共団体」15万7107(2.6%)、441万8385人(7%)
- サードセクター調査(2011年)の対象
「民営」－「個人経営」－(「法人」のうちの「会社」)
＝「会社以外の法人」＋「法人でない団体」

6 サードセクターのマクロ規模(2)

■「会社以外の法人」の例示

独立行政法人、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合(法人格を持つもの)、農(漁)業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫など

■「法人でない団体」の例示

協議会、後援会、同窓会、労働組合(法人格を持たないもの)など

7 サードセクターのマクロ規模(3)

- サードセクター組織の事業所全体における比率(経済センサス、2009年、1999年)
 - ・事業所数(6.9%、5.4%)
 - ・従業員数(11.5%、9.1%)
- 「平成19年度非営利サテライト勘定に関する調査研究報告書」(2004年前後)
 - ・日本4.8%、カナダ6.5%、ベルギー4.6%、オーストラリア3.3%、ニュージーランド2.6%
- 「ジョンズ・ホプキンス大学非営利セクター国際比較プロジェクト」(1990年基準)
 - ・非営利セクターの雇用者数の割合:7各国平均3.4%、日本2.5%
 - ・運営費総額のGDP割合:7カ国平均3.5%、日本3.2%

8 サードセクター組織の組織と経営 (サードセクター調査の結果)

①組織概要

②ガバナンス

③今後の成長・発展意欲

④財政(収入構造)

稼いだ収入 : もらった収入

(earned income) : (voluntary income)

9 組織的力量的格差

- [高い] 学校法人(22)、社会福祉法人(17)、消費生活協同組合(16)、農業協同組合(16)、公益財団法人(13)、特例民法法人(財団)(11)
- [中間] 一般財団法人(6)、一般社団法人(3)、特例民法法人(社団)(2)、その他の協同組合(-3)、公益社団法人(-5)、中小企業事業協同組合(-6)
- [低い] 特定非営利活動法人(-13)、法人格なし(地縁)(-18)、法人格なし(地縁以外)(-19)

10 収入構造の4類型

	公的資金の割合が高い	公的資金の割合が低い
「稼いだ収入」の割合が高い	<p>I 特例民法法人(財団)</p> <p>特定非営利活動法人 社会福祉法人</p>	<p>III 協同組合</p> <p>一般社団法人 一般財団法人</p> <p>公益財団法人 特例民法法人(社団) 法人格なし(地縁)</p>
「稼いだ収入」の割合が低い	<p>II</p>	<p>IV 学校法人 その他の法人 法人格なし(地縁以外)</p> <p>公益社団法人</p>

11 民間の自発的活動の4つの機能 (P. FRUMKIN)

	需要側の志向性	供給側の志向性
道具的 原理	②<サービス提供> 必要とされるサービスを提供し、 政府の失敗と市場の失敗に対応す る。	④<企業家精神> 起業家精神のための場を提供し、商業 的目的と慈善的目的を結合する社会的 企業を作りだす。
表出的 原理	①<市民的政治的関与> 市民を政治に動員し、主義主張を 唱道し、コミュニティにおいて社会 関係資本を構築する。	③<価値と信仰> ボランティア、スタッフ、寄付者たちが活 動を通じて価値や献身や信仰を表出で きるようにする。

12 日本におけるサードセクター構築 への課題

- ① 個々の組織の経営力の強化、そのためのインフラ組織、特にコンサルティング機能の強化
NPO型ビジネス・モデル(寄付・ボランティア型、市場型、公共サービス型)
- ② 公共サービスの分野毎の参入規制(事業独占)の撤廃(適切な事業規制は全法人に適用する)
⇒ 利用者の選択権、事業者間の対等な競争を保障する公共サービス供給
- ③ 事業委託契約、指定管理者制度、バウチャー制度(準市場)の成果重視への改革。フルコスト(総費用)の保障
- ④ 統一的で簡易な非営利法人制度、協同組合制度(ワーカーズ・コープの制度化も)